

住宅の解体工事には

『分別解体の届け出』が必要です

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のご案内

この法律は、資源の再利用や廃棄物の適正な処理を目的として、五月三十日よりスタートします。

家主にかかる義務
分別解体などの計画内容について、元請業者からきちんと説明を受けます。

解体工事届出（分別解体などの計画内容）を鳥取市に提出します。

契約にあたって、分別解体・再資源化などに必要な費用を明記します。

元請業者から再資源化等の完了報告を受け、きちんとリサイクルされたかチェックします。

解体工事を行う業者の選定
分別解体などの計画作成がきちんとできる業者を選定することが重要です。



届け出の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80㎡
建築物の新築・増築	500㎡
建築物の修理・模様替	1億円
工作物に関する土木工事	500万円



建設業許可業者が解体工事登録業者のどちらかに工事を発注します。

建物を修繕しながら使うことで建物の寿命を延ばし、解体する際の廃棄物の排出を抑えます。

建てる前から、解体すると

きことを想定して、リサイクルしやすい建築構造や材料選定を建設業者などと一緒に考えます。

届け出などをしていなかった場合は、罰則があります。

問い合わせ・届出先 建築指導課（203281）